第二十六条の見出し中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第一項中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「受領した失効情報等を」を「第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを」に、「受領した失効情報等の」を「これらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの」に改め、同条第三項中「第十九条の三第一項」を「第二十一条第一項」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十九条の二第一項」を「第二十条第一項」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「受領した失効情報等を」を「第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを」に、「受領した失効情報等の」を「これらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　利用者証明検証者である署名検証者は、利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は署名利用者に係る利用者証明用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第三項の規定により提供を受けた対応証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第二十六条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用者証明検証者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限）

第五十三条　利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定により利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等を利用するものとし、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第二十五条の見出し中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「失効情報及び」を「署名用電子証明書失効情報、」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第二項中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、同条第三項中「第十九条の二第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、同条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用者証明検証者による受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の安全確保等）

第五十一条　第三十七条第一項又は第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を受けた利用者証明検証者がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（以下「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該利用者証明検証者は、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、利用者証明検証者から受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第二十四条第一項中「都道府県知事」を「機構」に改め、「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、「電子証明書」を「署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書」に改め、同条第二項中「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、「電子証明書」を「署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書」に改め、同条を第四十九条とする。

第二十三条第一項中「電子証明書」を「署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書」に改め、同条第二項中「から電子証明書」を「から署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書」に改め、「電子計算機処理等の委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、「知り得た署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書」に改め、同条を第四十八条とする。

第二十二条の見出し中「都道府県の職員等」を「機構の役職員等」に改め、同条第一項中「電子証明書」を「署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書」に、「都道府県の職員又は職員であった者」を「機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十六条第一項に規定する認証業務情報保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあった者」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書」に、「電子計算機処理等又は」を「電子計算機処理等若しくは」に改め、「電子計算機処理等の委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、同条を第四十七条とする。

第二十一条を削る。

第二十条第一項中「都道府県知事が発行記録、失効情報及び失効情報ファイル」を「機構が署名用電子証明書発行記録、署名用電子証明書失効情報及び失効情報ファイル並びに利用者証明用電子証明書発行記録、利用者証明用電子証明書失効情報及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」に、「当該都道府県知事」を「機構」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に改め、「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、同条を第四十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（認証業務情報の利用及び提供の制限）

第四十五条　機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一　第十一条から第十四条までの規定による署名用電子証明書失効情報の記録のために署名用電子証明書発行記録を利用する場合

二　第十八条第一項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を提供する場合

三　第十八条第二項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

四　第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

五　第三十条から第三十三条までの規定による利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

六　第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

七　第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

八　認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を機構が遂行する場合

（認証業務に関する情報の適正な使用）

第四十六条　機構及び市町村長は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外の目的に使用してはならない。

第十九条の三第一項中「利用者から当該利用者に係る利用者署名符号」を「署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「対応する利用者署名符号」を「対応する署名利用者符号」に改め、同条第二項中「利用者から」を「署名利用者から」に、「電子証明書を」を「署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号を」に、「電子証明書と」を「署名用電子証明書と」に、「電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号」を「署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号」に改め、第二章中同条を第二十一条とし、同条の次に次の二節を加える。